



ベルーフ 事務所通信

発行：〒 542-0081 大阪市中央区南船場 4丁目 1番 20号 税理士法人ベルーフ 06-6253-5885

今月のニュース：

源泉所得税 (納期限特例) の納付について。

給与等の源泉所得税の納期限特例の適用者の源泉所得税の納付期限が近づいてきました。源泉所得税の納期限特例の適用者となっている法人および事業主の方は、下記をご確認の上納付書の準備と納付をよろしくお願いいたします。
納付書の記入方法等についてご不明な点がある場合は、巡回監査時に担当者にご相談いただくか、税理士法人ベルーフまでお電話にてお問い合せ下さい。

対象：源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書「および」納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出」を提出し、適用者となっている法人および事業者
納付期限：平成 2年 1月 20日 (金)
適用対象 給与・賞与・退職手当、税理士等の報酬

1月にインターンシップ実習生を1名受入れます。

税理士法人ベルーフでは、2009年 1月に1名のインターンシップ実習生を受入れて職場実習を行います。実習の一環として1月の巡回監査時に、実習生を巡回監査担当者に同行させていただく場合がございます。よろしくお願いいたします。

会計こぼなし「印紙税と節税の巻」：担当 齋藤 然(さいとう しかる)

日常の営業活動の中で、色々な文書を作成したり受け取ったりします。このような文書の中には領収書や借用書、売買契約書など印紙税がかかる文書が20種類あり、印紙税のかかる文書の作成者は納税義務者となります。



印紙を貼らないとどうなるかというと、取引の証明の事実はないかもしれませんが「脱税」になってしまいます。定められた金額の印紙を文書に貼り付け、文書と印紙の両方に掛かるよう消印することで印紙税の納付が完了するからです。

印紙を貼らなかつた時や貼った印紙の額が本来納付すべき印紙の金額より少ない時は、不足している印紙税額の3倍に相当する額の過怠税がかかってしまいます。

では、どのように印紙を貼ればよいのでしょうか。

貼る印紙の金額は受け取った金額に比例するのではなく、20種類の文書の中で段階的に決められています。その決まりに従いながら、下記のように節税を心掛けることができます。

売上代金の金額を記載する際、消費税の金額の区分を明記しておけば、印紙税法上の金額をその消費税相当額を除いた金額とすることができます。
例えば、金銭又は有価証券の受取書や領収書は売上代金が50万円を超え1千万円以下の場合印紙税は200円と定められています。領収書に「受取金額 525万円」としか記載されていなければ、印紙税は2,000円ですが、「受取金額 525万円、うち消費税 25万円」等と消費税を区分して記載しておけば、売上代金は50万円以下となるため印紙税を100円で済ませることができます。

また、契約書等は契約当事者間で2通作成し、お互いが通ずつ保管するのが慣例です。この場合、双方の契約書にそれぞれ印紙を貼らなければなりません。ただし、契約書の所持者が自社の押印をしたばかりのものや、契約書の正本を一通だけ作成しそれを複写されたばかりのものは課税されないため、これらを保管する事で印紙代を節約することができます。

最後にもう一つ、印紙税の課税対象は紙の「文書」であり、電子データで記録されている契約については「文書」には該当しないことから印紙税は課税されないため、これを利用し節税することができます。
例えば、定款はこれまで紙で作成し公証人役場で認証してもらうという方法でしたが、電子定款を利用すると定款認証印紙代 4万円が不要になり、この4万円を節約することができます。(電子証明書の取得等の準備は必要ですが…) データでやりとりした電子契約書を印刷し、単に保管しているだけでは課税の対象にはなりません。
ただし、印刷した文書に押印し本契約書として当事者間で保存する等した場合には、印紙税の課税の対象となってしまいますので注意が必要です。

塵も積もれば山となる」の言葉もあるように正しい印紙税を納めながら、是非、節税を心掛けたいものです。

スタッフブログ「ほっと一息」：担当 岩岡 信介(いわおか しんすけ)

『ふしめ』



みなさんこんにちは、岩岡です。

なんか、あつと言つ間に年末ですね。今年も色々ありました。なんと、僕の場合は、この数カ月がかなり濃厚な日々でした。

まず仕事のことで言います。やはり10月から税理士法人化したことにより組織に新しい文化が入ってきたこと。なるほどと思うことや違和感を感じることも色々ありますが、今のところ大きな問題もなく、雰囲気を保っています。金澤会計事務所のスタッフだった松下も個性豊かですし、さらに今年の税理士試験に合格した新入職員も入社したこともあり、事務所内は若いパワーでどんどん活気が出てきました！
来年もこのエネルギーをお客様に全力でそそげよう、頑張っていきますのでよろしくお願いいたします！

あと個人的なことですが先月、人生で初めて骨折なるものを経験しました…

めっちゃ痛いですが…

こんなに痛いとは思ってませんでした。しかも折ったところが肋骨でしたので整形外科の先生にも、治療することはないから「そーっとして」と言われる始末…かなり目立たんし、治療法もないのに痛みだけは一人前に激痛！
こんなに悲しい怪我ってないですよ…
けど、巡回監査時にお客様と話していると意外に肋骨を折ったことのある人が多いことびっくりしました！！
確率でいうとほぼ50%に近いです。気をつけたいといけませんよ、ほんとに…
靴下をはいたまま階段降りるときは注意しましょうね！

最後に、今年一番感動したことは、うちの長女が3才を迎え奈良の春日大社にて七五三のお参りに行ったことです。なんで1月 15日に行われるのかというのを先週知りましたが、なるほどな〜と思った反面、六四二でもなんでもよいような気もしました…

ちなみに長女の身長、体重は4~5才並みで3才半の成長曲線を大きく上回って順調に育っております。妹が大変なことになったことも影響してかお医者さんごっこが得意で病院で先生が言ったことをそっくりそのままコピーして帰ってきます。なかなかやってくれますが精神面ではまだまだ3才半ですので甘えた泣きじゃくった子供らしいところもたくさんあります。
そんな娘が綺麗な着物を着て神社の入り口から入ってきてゆっゆとこつち歩いてきている姿を見ると、ちょっと感動しました。
ほんとに大きくなったなあ〜という思いと笑顔で「リビどう？綺麗？」と聞かれた時は、倒れそうでした！
その後、七五三の儀式では人数が多かったこともあったのか泣きまくりでしたが、節目節目に成長を確認できるという儀式は、改めていいものだなあと思いました。

大人になるとこういう節目で誰かが成長を確認してくれることは少ないですが、もうすぐ年末という節目が来ますので僕自身、娘のように大きくなることを毎年成長していきたいと感じました！
来年もよろしくお願いいたします！